人事異動

内閣法制局

内閣法制局参事官（第三部）　野田　恒平
財務省に出向させる
（金融庁企画市場局企業開示課課長補佐兼企画市場局企業開示課電子開示システム開発室長兼企画市場局企業開示課開示業務室長兼企画市場局企業開示課企業財務調査官）内閣府事務官　犬塚　誠也
内閣法制局参事官（第三部）に昇任させる（以上七月八日）

公正取引委員会

（外務省在中華人民共和国日本国大使館参事官）外務事務官　小林　慎弥
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室長に昇任させる（七月八日）

国家公安委員会

（警視庁副総監）警視監　鎌田　徹郎
警視庁公安部長事務取扱を命ずる（六月二十日）

警察庁

（警察庁長官官房審議官（交通局担当））警視監　阿部　竜矢
警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）事務取扱を免ずる
（宮内庁長官官房総務課広報室長）内閣府事務官　藤原麻衣子
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）を命ずる（以上六月二十三日）

復興庁

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　飯田　剛
復興事務官（統括官付参事官）に併任する
（同）同　金谷　雅也
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（以上七月八日）

官庁報告

官庁事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、令和７年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。
令和７年７月11日
農林水産大臣　小泉進次郎

記

国営宇遠別川土地改良事業（国営施設機能保全）

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年七月十一日
北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	百十三号
(三)	占用を制限する区域	村上市春木山字山田二三〇七番一から同市春木山字山田二二〇一番一まで
(四)	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	令和七年七月十二日
(七)	図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項及び第66条の規定により、河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法及び管理に要する費用の負担について協議が成立したので、第17条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和７年７月11日
北陸地方整備局長　髙松　諭

1	河川の名称　信濃川水系千曲川
2	河川管理施設の名称又は種類　岡田川樋門
3	河川管理施設の位置　長野県長野市篠ノ井地先（千曲川左岸）
4	管理を行う者の氏名及び住所 氏名　河川管理者　長野県知事　阿部　守一 住所　長野県長野市大字南長野字幅下692番２
5	管理の内容 治水事業の用にあわせ供される岡田川樋門の兼用工作物の操作及び新設、改築、維持又は修繕並びに災害復旧
6	管理の期間　令和７年６月20日から岡田川排水機場が存続する日まで

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年七月十一日
四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	十一号
(三)	占用を制限する区域	坂出市西庄町字長谷一六二一番一から同市西庄町字彌蘇場一六三〇番二二番まで
(四)	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	令和七年七月十一日
(七)	図面縦覧場所	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

法務

公証人任免

盛岡地方法務局所属公証人殿井憲一は願により公証人を免ぜられた。
工藤俊二は公証人に任命され、盛岡地方法務局所属公証人殿井憲一の後任を命ぜられた。
宇都宮地方法務局所属公証人松尾泰三は願により公証人を免ぜられた。
古谷剛司は公証人に任命され、宇都宮地方法務局所属公証人松尾泰三の後任を命ぜられた。
千葉地方法務局所属公証人余田武裕は願により公証人を免ぜられた。
篠原辰夫は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人余田武裕の後任を命ぜられた。
新潟地方法務局所属公証人今間三郎は願により公証人を免ぜられた。
片山徳征は公証人に任命され、新潟地方法務局所属公証人今間三郎の後任を命ぜられた。